

札幌市学校医（内科）の職務等説明資料

【総論】

1 身分

学校医及び健康管理医・産業医は、札幌市医師会会長の推薦を受け、札幌市教育委員会が委嘱する、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職です。

2 委嘱期間

委嘱する日から委嘱する日の属する年度の末日まで（申出がない限り、毎年更新）。

3 職務

(1) 学校医の職務執行の準則～学校保健安全法施行規則第22条より～

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 法第八条の健康相談に従事すること。
- 四 法第九条の保健指導に従事すること。
- 五 法第十三条の健康診断（児童生徒等の定期健康診断）に従事すること。
- 六 法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。
- 七 法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- 八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- 九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断（就学時の健康診断）又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

上記の法規の規定を受け、札幌市立学校（園）では代表的なものとして、実際に以下のような職務をお願いしています。

【学校医としての職務】

ア 幼児児童生徒の健康相談（通年：学校からの電話相談等）

イ 感染症に関する相談（通年：学校からの電話相談等）

例）児童生徒の学校感染症に関する助言や、インフルエンザ発生による

学級閉鎖措置の要否など

- ウ 幼児児童生徒の定期健康診断における内科検診（4～6月に実施）
栄養状態、運動器の状態（脊柱、胸郭を含む）、皮膚疾患の有無等を視診、触診、聴診等により検査
- エ 小学校の学校医に限り、就学予定者の就学時健康診断における内科検診（11～12月実施）
- オ 学校保健委員会への出席、アレルギー疾患に関する校内検討委員会等、学校保健に関する組織活動への参加
（学校から依頼がありましたら、可能な範囲で御協力ください。）

【健康管理医・産業医としての職務】

- カ 教職員の健康相談（通年：面談及び電話相談）
- キ 職場の巡視による医学的な助言（児童生徒の健康診断等の学校訪問時に併せて実施）
例）トイレ、水飲み場の清掃状況や、職員室の換気状況を確認し、感染症予防などについて助言していただきます。
- ク 産業医に限り、衛生委員会への出席

(2) 学校医執務記録簿の提出

学校（園）において学校医職務に従事された際には、その状況の概要を『札幌市学校医執務記録簿』に、健康管理医（産業医）職務に従事された際には、『健康管理医（産業医）記録票』に記入し、学校長（園長）に提出していただきます。記入用の用紙は学校（園）に備え付けております。

4 学校医報酬（健康管理医報酬、産業医報酬を含む）

(1) 支払時期

毎年度3月に、当該年度分を口座振込によりお支払いします。

(2) 報酬額

毎年度、以下の算式により、報酬額を算出します※¹。

年度途中に、委嘱又は退任された方には、以下の年額を委嘱月数により月割計算し、報酬額を算出します。

$\text{年額} : 145,000 \text{ 円} + 299 \text{ 円} \times \text{児童生徒数}^{\ast} + \text{各種加算等}^{\ast}$
--

※ 令和7年度時点。年度により算式は変更となる場合があります。

※ 毎年5月1日現在の人数です。小中学校における特別支援学級の児童生徒数は、1名あたり5名として計算します。

※ 交通費は支給対象外です。

※ 各種加算の内訳

各種加算	金額	説明
内科管理指導加算	59,320 円	学校医のうち、内科医の業務量を踏まえ加算
検診介助加算	4,240×日数 (3 日分が上限)	定期健康診断に看護職等の検診介助者を帯同された日数に応じて加算。帯同実績は学校（園）からの報告により把握しています。
健康管理医報酬	41,727 円	職員 50 人未満の学校（園）
産 業 医 報 酬	120,000 円	職員 50 人以上の学校

なお、学校医は、医師個人を札幌市の非常勤職員として委嘱していることから、給与所得として所得税の源泉徴収を行った後の金額を個人口座にお支払いします。

<参考：学校医報酬額（1 校当たり概算額）>

	概算額（税引後）	補 足
児童生徒数 400 人	360,000 円	・検診介助加算は 2 日分として計算 ・健康管理医として計算
児童生徒数 500 人	390,000 円	
児童生徒数 700 人	450,000 円	
児童生徒数 900 人	510,000 円	

(3) 源泉徴収票

例年、11 月に、前年度分の学校医報酬に係る源泉徴収票を送付します。

(4) 就学時健康診断手数料

上記報酬とは別に、就学時健康診断実施を依頼する学校医（小学校担当）には、別途手数料をお支払いします。全小学校的健康診断終了後、支払い手続きについて、書面により御案内します。

【参考：検診手数料基準】

受 診 者 数	担当医師数	
	学校医 1 名	学校医及び協力医の 2 名
1 ～ 99 人	49,990 円	
100 ～ 149 人	61,290 円	
150 ～ 199 人	72,150 円	96,300 円
200 人以上	92,170 円	115,520 円

5 公務災害補償

札幌市立学校（園）の学校医は、公務上の災害を受けたときは、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」及び「札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例」の規

定に基づき、補償されます。

6 連絡先

- (1) 連絡先・書類送付先（自宅、勤務先）の変更
- (2) 報酬振込口座の変更、源泉徴収票の発行希望

札幌市教育委員会学校教育部教育推進課保健係

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 3 階

TEL：211-3841 e-mail：kyoiku-hoken@city.sapporo.jp

【各論】

1 内科の定期健康診断（詳細は『健康診断実施要領』を参照）

学校（園）では、毎学年定期に、児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断を行います。役割としては大きく、①家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握すること、②学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てることがあります。

学校（園）と日程、実施内容等について事前に打合せのうえ、実施してくださいようお願いいたします。

(1) 実施時期

4～6月（学校保健安全法により、6月30日までに実施することと定められています。）

具体的には、学校（園）と調整のうえ、日時・回数を決めていただきます。

(2) 対象者

全学年幼児児童生徒

(3) 検診方法

ア 検査内容

栄養状態、運動器の状態（脊柱、胸郭を含む※）、皮膚疾患、心臓の疾患及び異常、その他の疾病及び異常

イ 検査手順

学校医による視診、触診、聴診等

健康カードを用いた年度当初の保健調査や身体計測等の予診的検査結果を活用して、統合的に実施。

※【せき柱側わん検査】

① 対象者は全員。保護者が記入する運動器検診の問診票記載内容を参考に、小学校4年生から高校1年生には原則全員に前屈テストを行いながら注意深い検診をお願いしたい。

② 形態的に異常の疑いのある者に対して精密検査を指示する。

【運動器検診】

① 検診項目

せき柱（上記「せき柱側わん検査」のとおり）及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態

② 検査の手順

- ・「運動器検診問診票」（資料 1 参照。R7 の新入生分より、健康カードに含まれる）を保護者が記入する。
- ・学校（園）は、問診票の記載内容及び学校での日常の健康観察などの整理された情報（体育や部活動における情報を含む）を学校医へ提供する。
- ・学校医は、問診票に「特になし」以外に記載があるもののうち、既に医療機関を受診している者を除き、内科検診の際に検診を行う。

<参考：運動器検診の流れ、及び、要精検・要観察の基準

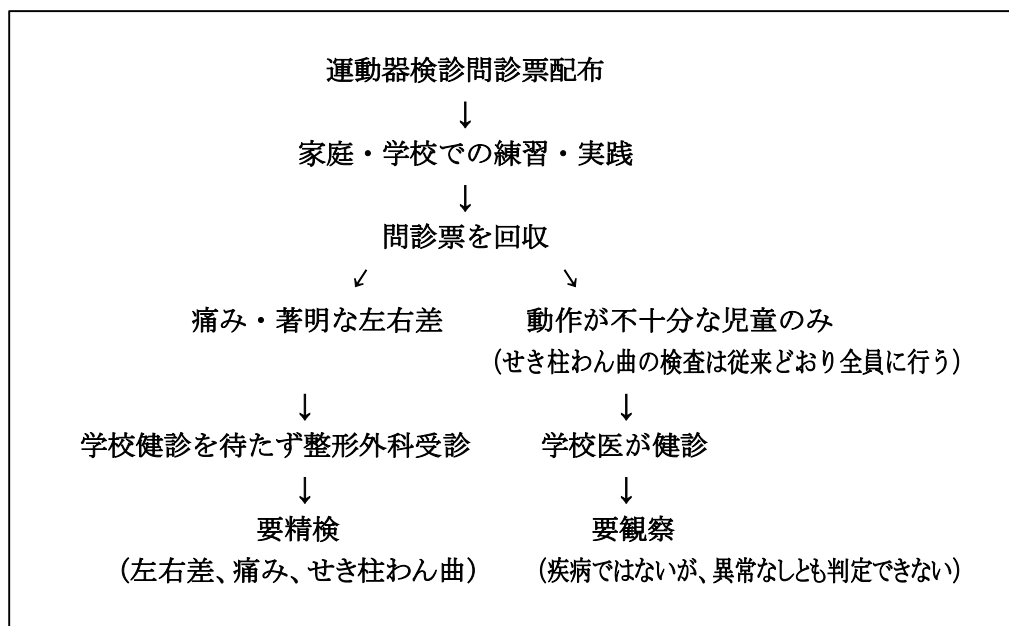
（平成 29 年度学校医協議会策定）>

●要精検：

左右差のある者、痛みのある者、せき柱わん曲の者

●要観察：

疾病ではないが、異常なしとも判定できないとき



(4) 事後措置

健康診断の結果、疾病又は異常があり、その治療のために必要な医療を受ける必要がある場合は、学校（園）から保護者に対し、文書により指示する。

2 就学時健康診断

学校教育を受けるにあたり、健康上の課題について保護者及び本人の関心を高めること、疾病又は異常を有する就学予定者は、入学時までに必要な治療を受けるよう勧めることなどを目的とし、各小学校を会場に実施します。

(1) 実施時期

11 月から 12 月（原則的には 11 月）に 1 回

(2) 対象者

校区内の翌年度就学予定者（新 1 年生）

(3) 検診方法

ア 検査内容

栄養状態、脊柱及び胸郭の異常、皮膚疾患、その他の疾病及び異常

イ 検査手順

『健康調査票』（資料 2-1 参照）に保護者が記載した既往歴、予防接種歴、成育歴も参考にし、学校医による視診、触診、聴診等により実施。

ウ 事後措置

検診終了後、学校から保護者に、『就学時健康診断の結果のお知らせ』（資料 2-2 参照）により結果をお知らせし、疾病、疾患及び異常等がある場合に、専門医を受診することを勧める。

(4) その他

毎年 8 月に、当該年度の就学時健康診断の実施内容について、実施をお願いする学校医の先生へ、教育委員会から文書にてお知らせします。

3 学校感染症

学校（園）から感染症の予防に関し相談があった場合には、必要な指導及び助言をお願いします。

(1) 出席停止

学校長は、学校において予防すべき感染症にかかっている児童生徒に対し、出席を停止させることができます（発生の都度、ご相談するものではありません。）。

学校において予防すべき感染症の種類

第一種	エボラ出血熱等（省略）	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に規定する一類感染症及び二類感染症。 （結核を除く）
第二種	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫感染する伝染病で、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ※札幌市では、その他の感染症のうち溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナについて出席停止と取り扱うこととしている。	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症。

出席停止期間の基準（詳細は資料3参照）

第一種	治癒するまで
第二種（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）	感染症ごとに定めた出席停止の期間の基準のとおり。 ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。
結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

(2) 臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）

学校（園）では、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの感染の拡大がみられる場合には、以下のめやすに基づき臨時休業することを検討

討し、学校医と協議を行ったうえで決定することとしています（資料4参照）。

学校（園）から相談があった場合は、助言をお願いします。

臨時休業措置のめやす

ア 学級閉鎖・学年閉鎖

同一の学級又は学年で欠席者数が各在籍数の20%以上に達した時

イ 休校

全校の欠席者数が在籍数の20%以上に達し、かつ、学級・学年閉鎖の措置では感染の予防が図られないと認められる場合

<臨時休業期間>

- ・新型コロナウイルス感染症の場合：5日間
 - ・インフルエンザの場合：3日間
- （土日祝日、学校休業日を含む）

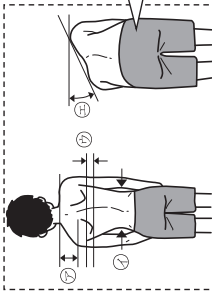
めやすにある数値はあくまでもめやすですので、学校医の先生におかれましては、学校及び地域における患者発生状況をふまえた助言をお願いします。

【資料編】

チェック内容 図を参考に、からだを観察したり、動かしたりしてみよう

すぐにはできなくても、練習するとできるようになります（特に（３）や（４））。
痛みがない場合は、練習してからチェックしてください。

(1) 背骨が曲がっている。

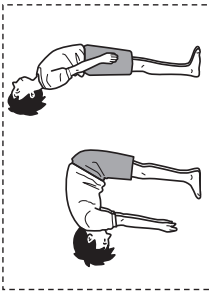


《(1)のチェックポイント》

- ㉑ 両肩の高さに差がある。
- ㉒ 左右の脇線の曲がり方に差がある。
- ㉓ 両肩甲骨の高さ・位置に差がある。
- ㉔ からだを前に曲げた時、左右の背中
の高さに差がある。

※せき柱側わん症等が見つかることがあります。

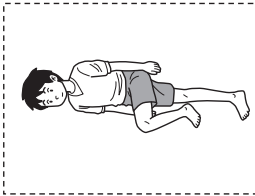
(2) 腰を曲げたり、反らしたりすると痛みがある。



※せき椎の病気が
見つかることがあります。

(3) 片足立ちが5秒以上できない。

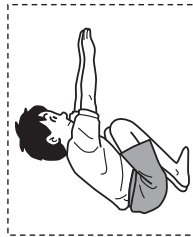
(左右ともチェック)



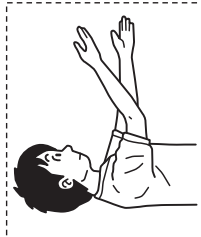
※股関節の病気が
見つかることがあります。

(4) 足の裏全体を床につけてしゃがめない。

(脚を開いてもよい)

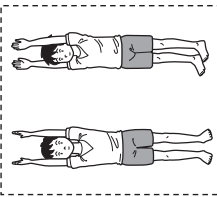


(5) 腕が完全に伸びない、曲がらない。



※肘や肩の病気が
見つかることがあります。

(6) バンザイをしたとき、面腕が耳につかない。



運動器検診問診票

氏名

- 1 左の図を見て、お子さんの様子をチェックしてください。
 - 2 特に気になる場所がない場合は「特になし」に○をつけてください。
 - 3 あてはまることのある場合は、番号に○をつけ、状況や医療機関等の受診の有無を記入してください。
- ※先天性の病気や過去のけがの後遺症などですでに医師の指示を受けている場合は、今回の検診の対象ではありませんが、
下記の「状況等」の欄に御記入いただくか、学校にお知らせください。

	《保護者の記入欄》							《学校医記入欄》		
例	特になし	あり	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	異常なし 備考()	要観察 要精検()
		・状況等()	頻繁に腰痛になる							
		・医療機関等の受診	()	あり	・	なし	()			
1年	特になし	あり	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	異常なし 備考()	要精検()
	特になし	・状況等()								
		・医療機関等の受診	()	あり	・	なし	()			
2年	特になし	あり	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	異常なし 備考()	要精検()
	特になし	・状況等()								
		・医療機関等の受診	()	あり	・	なし	()			
3年	特になし	あり	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	異常なし 備考()	要精検()
	特になし	・状況等()								
		・医療機関等の受診	()	あり	・	なし	()			
4年	特になし	あり	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	異常なし 備考()	要精検()
	特になし	・状況等()								
		・医療機関等の受診	()	あり	・	なし	()			
5年	特になし	あり	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	異常なし 備考()	要精検()
	特になし	・状況等()								
		・医療機関等の受診	()	あり	・	なし	()			
6年	特になし	あり	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	異常なし 備考()	要精検()
	特になし	・状況等()								
		・医療機関等の受診	()	あり	・	なし	()			

- 4 現在運動器のけがや病気、スポーツ障がい等がある場合は、下の欄に記入時の学年及び傷病名などをお書きください。ない場合は記入しなくて結構です。 例) せき柱側わん症、漏斗胸、オスグッド病、野球肘 など

学 年	病気やけが、スポーツ障がい等	医療機関等に相談したり、診断を受けたりしていますか。
年		☐ 相談や診断済み ☐ 相談や受診をしていない
年		☐ 相談や診断済み ☐ 相談や受診をしていない
年		☐ 相談や診断済み ☐ 相談や受診をしていない

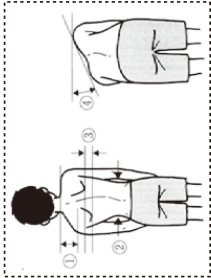
健康調査（運動器）

「運動器」とは、骨・関節・筋肉・腱・神経など、身体を支えたり、動かしたりする器官の総称です。近年、運動器の使い過ぎによる子どものけがやスポーツ障害が増えている一方、運動器疾患やスポーツ障害が少なくなっているといわれています。このことから、運動器疾患やスポーツ障害が早期発見するため、運動器の状態について、気になることや痛みのあるお子さんを対象に、学校医による「運動器検診」を行っています。

家庭でのチェック

図を参考に、体を観察したり、動かしたりしてください。すぐにはできなくても、練習するときにできるようになることがあります(特に(3)や(4))ので、痛みがない場合は、練習してからチェックしてください。

(1) 背骨が曲がっている



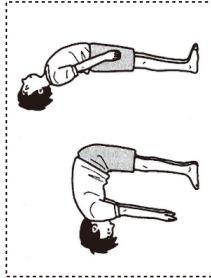
※せき柱側わん症などが見つかることがあります。

チェックポイント

- ①両肩の高さに差がある。
- ②左右の脇線の曲がり方に差がある。
- ③両肩甲骨の高さ・位置に差がある。
- ④からだを前に曲げた時、左右の背中の高さに差がある。

1つでも当てはまる場合は、医療機関へ相談することを勧めます。

(2) 腰を曲げたり、反らしたりすると痛みがある



※せき椎の病気が見つかることがあります。

(3) 片足立ちが5秒以上できない



※股関節の病気が見つかることがあります。

(4) 足の裏全体を床につけてしゃがめない



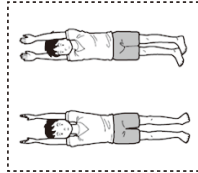
(脚を開いてもよい)

(5) 腕が完全に伸びない、曲がらない



※肘や肩の病気が見つかることがあります。

(6) バンザイをしたとき、両腕が耳につかない



1. 左の図を見て、お子さんの様子をチェックしてください。
2. 特に気になる場所がない場合は「0 特になし」に○をつけてください。
3. あてはまることがある場合は、その項目に○をつけ、下の方に状況や医療機関等の受診の有無を記入してください。

※先天性の病気や過去のけがの後遺症などですでに医師の指示を受けている場合は、今回の検診の対象ではありませんが、下記の「状況等」の欄に御記入いただくか、学校にお知らせください。

項目	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
0 特になし							
背骨が曲がっている							
(1) ①両肩の高さに差がある							
②左右の脇線の曲がり方に差がある							
③両肩甲骨の高さ・位置に差がある							
④からだを前に曲げた時、左右の背中の高さに差がある							
(2) 腰を曲げたり、反らしたりすると痛みがある							
(3) 片脚立ちが5秒以上できない							
(4) 足の裏全体を床につけてしゃがめない							
(5) 腕が完全に伸びない、曲がらない							
(6) バンザイをしたとき、両腕が耳につかない							
状況等							
「頻繁に腰痛になる」「曲げられるがたまに痛い」など							
医療機関受診の有無							
		あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

4. 現在運動器のけがや病気、スポーツ障がい等がある場合は、下の欄に記入時の学年及び傷病名などをお書きください。ない場合は記入しなくて結構です。例) せき柱側わん症、漏斗胸、オスグッド病、野球肘 など

	病気やけが、スポーツ障がい等	医療機関等に相談したり、診断を受けたりしていますか。
年		☐ 相談や診断済み ☐ 相談や受診をしていない
年		☐ 相談や診断済み ☐ 相談や受診をしていない
年		☐ 相談や診断済み ☐ 相談や受診をしていない

学校医（内科）所見

学	年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
異	常						
常	な						
し	指導・指示						
病名							
(1) 背骨が曲がっている							
(2) 腰を曲げたり、反らしたりすると痛みがある							
(3) 片脚立ちが5秒以上できない							
(4) 足の裏全体を床につけてしゃがめない							
(5) 腕が完全に伸びない、曲がらない							
(6) バンザイをしたとき、両腕が耳につかない							
備	考						

このカードは、学校における健康診断及び健康管理の参考とするものです。
【緊急時の連絡先】と、次ページの【保健調査】についてご家庭で記入してください。

【緊急時の連絡先】

フリガナ		氏 名		男・女	氏 名	保護者
年 月 日 生		出身中学校()		中学校	氏 名	
生 徒 現住所		電話()		□ 生徒現住所に同じ		
緊急時の連絡先 (継帯・勤務先等)		①	氏名・名称	電話()	続柄:	
		②	氏名・名称	電話()	続柄:	
		③	氏名・名称	電話()	続柄:	

～下記についてお読みになり、お子さんの様子をチェックの上、次ページに記入してください～

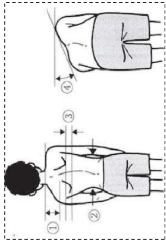
運動器検診について

「運動器」とは、骨・関節・筋肉・腱・神経など、身体を支えたり、動かしたりする器官の総称です。
近年、運動器の使い過ぎによる子どものけがやスポーツ障害が増えている一方、運動習慣が少ないため、けがをしやすい子どもが増えているといわれています。
このことから、運動器疾患やスポーツ障害がいを早期発見するため、運動器の状態について、気になることや痛みあるお子さんを対象に、学校医による「運動器検診」を行っています。

家庭でのチェック

図を参考に、体を観察したり、動かしたりしてください。すぐにはできなくても、練習するとできるようになることがあります（特に（3）や（4））ので、痛みがない場合は、練習してからチェックしてください。

（1）背骨が曲がっている



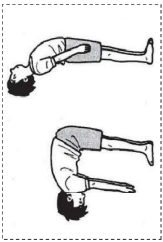
※せき柱側わん症などが見つかります

チェックポイント

- ① 両肩の高さに差がある。
- ② 左右の脇線の曲がり方に差がある。
- ③ 両肩甲骨の高さ・位置に差がある。
- ④ からだを前に曲げた時、左右の背中の高さに差がある。

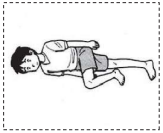
1つでも当てはまる場合は、
医療機関へ相談することを
お勧めします。

（2）腰を曲げたり、反らしたりすると痛みがある



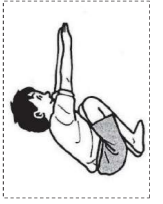
※せき椎の病気が見つかることがあります。

（3）片足立ちが5秒以上できない



※ 股関節の病気が
見つかることがあります。

（4）足の裏全体を床につけてしゃがめない



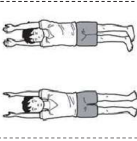
（5）腕が完全に伸びない、曲がらない



※ 肘や肩の病気が
見つかることがあります。

（脚を開いてもよい）

（6）パンサイズをしたとき、両脇が耳につかない



(学校控)

健康調査票

(保護者の方が事前に下の太枠の中を記入し、当日持参してください。氏名は戸籍上の文字で記入してください。)

フリガナ					性 別		お子さんのからだやこころの健康状態、行動などについて心配なことがありましたら番号を○で囲んでください。 1 衣服を着たり、脱いだりするときに援助が必要である。 2 指示しても従わなかったり、何度注意しても同じことを繰り返したりすることがある。 3 何もしないでぼんやりしていることがある。 4 ささいなことでかんしゃくを起こすことがある。 5 一つのことに集中する時間が短い。 6 じっとしていられず、動きまわることが多い。 7 一つのことに熱中しすぎたり、自分の好きなことに強くこだわったりすることが多い。 8 文字や数字に興味を示さない。 9 ことばの面で気になることがある。 (発音、話し方、単語の数など) 10 友達との交流が少なく、一人遊びをすることが多い。 11 集団行動ができず、一人で好き勝手な行動をしてしまうことがある。 12 手や足の使い方がぎこちないという心配がある。 13 聴力(聞こえ)に心配がある。 14 視力(見え方)に心配がある。 15 今までにひきつけをおこしたことがある。 (熱性けいれん・その他) 16 食物アレルギーがある。 その他、学校に知らせておく方がよいと思われること、心配なことがあれば記入してください。(「医療機関・相談機関にかかっている」「乳幼児健康診査で指摘されたことがある」など。)
氏 名					男 ・ 女		
生年月日	平成 年 月 日 生						
保 護 者 氏 名			電話 番号				
住 所							
今までにかかった病 気	心臓病				腎臓病		
〔○印をつける〕	ぜんそく				肝臓病		
	その他にかかった病気があれば記入してください。						
今までに受けた予防接種・り患(かかった)の有無 〔○印をつける〕 ※インフルエンザは除く。	予防接種名	接種	り患	予防接種名	接種	り患	
	Hib 感 染 症			水 痘 (水ぼうそう)			
	肺炎球菌感染症			日 本 脳 炎	1期初回	1期追加	
	B 型 肝 炎				1回目	2回目	
	四 種 混 合 (百日咳・破傷風・ジフテリア・ポリオ)			おたふくかぜ			
	B C G (結核)			その他の予防接種歴(※)があれば記入してください。			
M R (麻しん/風しん)	1期	2期	麻しん	風しん			

※以下の欄は保護者の方は記入不要です。

就学時健康診断票

医師使用欄				健康診断 年月日	年 月 日			
栄 養 状 態	良 好 ・ 要 注 意	眼 の 疾 病 及 び 異 常	な し ・ あ り	う 永久歯	□ なし □ 処置済み □ あり			
肥 満 傾 向	な し ・ あ り				歯 乳 歯	□ なし □ 処置済み2本以下 □ 処置済み3本以上 □ あり		
脊柱の異常	な し ・ あ り	耳 鼻 咽 頭 疾 患	な し ・ あ り	要観察歯 (CO)		□ なし □ あり		
胸郭の異常	な し ・ あ り	視 力	右	()	むし歯に なりやすい 傾向	□ なし □ あり		
皮 膚 疾 患	な し ・ あ り		左	()	口 腔 の 疾 病 及 び 異 常	□ あり □ なし		
そ の 他 の 疾 病 ・ 異 常	〔 な し ・ あ り 〕	聴 力	右			□ なし	□ あり □ 不正咬合 □ 要注意乳歯 □ 歯肉・歯周疾患 その他	
			左		□ よくみがけています □ もう少しみがきましょう □ みがきません			
就学に関し 保 健 上 必要な助言								
備 考								

※学校医、学校歯科医の署名(もしくは押印)は、札幌市学校医等執務記録簿への署名(もしくは押印)を以て充てる。

札幌市教育委員会

保護者様

〔 お子さんのお名前 〕

札幌市教育委員会

就学時健康診断の結果のお知らせ

本日の健康診断の結果、お子さんの健康状態は下記のとおりでした。
この診断結果を参考に、ご家庭における健康管理に留意し、入学に備えてください。
以下に該当するお子さんについては、入学までに専門医を受診し、精密検査を受けられるようおすすめいたします。（すでに医療機関に相談されている場合には、主治医の指示に従ってください。）

なお、この結果はあくまでも集団検診の結果であり、病気や異常の確定的な診断ではありません。病気や異常の「疑い」があるので、病院で詳しく診ていただくことをおすすめするものです。

また、以下に該当していなくても、心配な点がある場合には専門医の受診をおすすめいたします。

- 栄養状態が「要注意」の場合
- 疾病、疾患及び異常が「あり」の場合
- 視力検査結果が「0.9以下（B、C、D）」の場合
- 聴力の欄に「○」がある場合
- う歯（むし歯）がある場合「あり」
- 口腔の疾病及び異常がある場合
- むし歯になりやすい傾向「あり」で「地域の歯科医へ要相談」の場合

記

※以下の欄は保護者の方は記入不要です。

就学時健康診断票

医師使用欄				健康診断 年月日		年 月 日		
栄養状態	良好・要注意	眼の疾病及び異常		なし・あり		う	永久歯	☐ なし ☐ 処置済み ☐ あり
肥満傾向	なし・あり	耳鼻咽喉頭疾患		なし・あり		歯	乳歯	☐ なし ☐ 処置済み2本以下 ☐ 処置済み3本以上 ☐ あり
脊柱の異常	なし・あり						要観察歯(CO)	☐ なし ☐ あり
胸郭の異常	なし・あり	視力	右	()	むし歯になりやすい傾向	☐ なし ☐ あり	☐ 当日の指導 ☐ 地域の歯科医へ要相談	
皮膚疾患	なし・あり		左	()				
その他の疾病・異常	〔 〕	聴力	右		口腔の疾病及び異常	☐ なし	☐ 不正咬合 ☐ 要注意乳歯 ☐ 歯肉・歯周疾患 その他	
			左					
						口腔清掃	☐ よくみがけています ☐ もう少しみがきましょう ☐ みがきません	
就学に関し 保健上 必要な助言								

※「眼の疾病及び異常」「耳鼻咽喉頭疾患」については、内科医が「健康調査票」を参考に総合的に診断しています。

※ 視力検査結果の()内には、矯正視力を記入しています。

※ 定期予防接種を受けていない場合には、接種をおすすめします。

※ むし歯になりやすい傾向とは「処置済みの歯が乳歯3本以上、永久歯1本以上で、かつCO(むし歯になりそうな歯)がある」状態です。

就学時健康診断は、受診会場校の内科学校医と学校歯科医が担当しています。

札幌市教育委員会

	病名	出席停止期間	備考	病気の特徴		
				潜伏期間	合併症	
第2種の感染症	インフルエンザ※1	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで	全身状態の改善が必要	1～4日	肺炎	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで		5～21日	肺炎、中耳炎、脳症	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	全身状態の改善が必要	7～18日	肺炎、中耳炎、脳症	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで		12～25日	髄膜炎、睾丸炎、卵巣炎、すい臓炎	
	風しん	発しんが消失するまで		14～23日	関節炎、脳炎、紫斑病	
	水痘	発しんが痂皮化するまで	四肢末端（手のひら、足の裏）まで痂皮化しなくてよい	10～21日	肺炎、脳炎	
	咽頭結膜熱※2	主要症状が消退した後2日を経過するまで		2～14日		
	結核	感染のおそれがないと認めるまで				
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで		1～10日		
	新型コロナウイルス感染症	発症した後（発熱等の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで	出席停止の期間の短縮は、基本的に想定されない	1～14日		
第3種の感染症	腸管出血性大腸菌感染症			10時間～6日	溶血性尿毒症症候群、脳症	
	流行性角結膜炎			2～14日		
	急性出血性結膜炎			1～3日		
	コレラ			数時間～5日		
	細菌性赤痢			1～7日		
	腸チフス・パラチフス			3～60日		
	その他の感染症（札幌市）	溶連菌感染症	抗生剤投与1～3日後まで（主要症状が消失するまで）	抗生剤投与が必要	2～5日	腎炎、中耳炎、リウマチ熱
		手足口病	全身状態が悪い期間（全身状態がよければ登校可）		3～6日	まれに髄膜炎
		ヘルパンギーナ	全身状態が悪い期間（全身状態がよければ登校可）		3～6日	脱水症

※1 特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

※2 アデノウイルス感染症と診断された場合は、咽頭結膜熱のり患が疑われるため、出席停止とすることができる（平成30年4月3日付け札幌教保第6号）。

なお、同一疾患でも個々の症状により、出席停止期間に違いがある。また、重篤な合併症（脳炎、肺炎等）の予防のため、10日位は過激な運動（登山、水泳等）は避ける。

インフルエンザ様疾病の発生に対する学校対応フローチャート

※ 他の疾病発生時は「インフルエンザ」の部分を読み替えて対応してください。

■ インフルエンザ様疾病の発症を確認

学校における留意点および対応

1 「予防策の徹底」

- ・ 保護者あて注意喚起文書の配布
- ・ 児童生徒への指導（手洗い、咳エチケット、マスクの着用等）

2 「健康観察の強化と徹底」

- ・ 欠席者の把握
- ・ 健康観察の強化

1
・
2
は
継
続

関係書類の取扱い

① 「出席停止のお知らせ」

- ・ り患児童生徒の保護者あてに通知

② 「出席停止の報告書」

- ・ 月ごとに作成し、翌月8日までに市教委あて提出

■ インフルエンザ様疾病児童生徒がさらに増加 以下のめやすに基づき、検討

- 学級もしくは学年の欠席率が在籍数の 20%以上に達した時 ⇒ 学級・学年閉鎖
- 全校の欠席率が在籍数の 20%以上に達し、かつ、学級閉鎖や学年閉鎖の措置では感染の予防が図られないと認められる場合 ⇒ 休校

3 「教育委員会への相談」

- ・ 全市的流行状況等の把握
 - ・ 臨時休業等の対応について相談
- ※ 「休校」の措置を検討する場合には、教育委員会内で協議し措置の要否を検討するため、必ず事前に相談してください。

3
・
4
は
適
宜
実
施

4 「学校医への報告と相談」

- ・ り患欠席者、出席り患者の状況報告
- ・ 主な症状の報告
- ・ 医療機関の受診状況等の把握
- ・ 臨時休業等の対応について相談

③ 「インフルエンザ様疾病発生報告」

- ・ 措置決定日の 14 時までに教育委員会あて報告を行うこと

④ 「保護者あて通知」

- ・ 臨時休業措置の決定連絡、休業期間、緊急時の連絡先、児童生徒への指導事項等を記載

5 「学級閉鎖、学年閉鎖、休校等の臨時休業措置並びに、授業時間の繰り上げや繰り下げ措置等の決定」

臨時休業期間のめやす

学級閉鎖又は学年閉鎖等を判断した日の翌日から3日間（土・日曜日、休日、学校休業日を含む。）を臨時休業期間のめやすとする。ただし、学校医の指示が別にあった場合は、学校医の助言に従って対応すること。

1 アレルギー対応の概要

保健調査票などの調査の実施や保護者からの申し出によるアレルギー疾患のある子どもの把握

(新1年生については就学時健康診断においてアレルギー疾患のある子どもを把握)

園・学校において何らかの配慮を希望する保護者との面談①

「管理指導表」を保護者へ配付

(保護者が担当医師に記入を依頼)

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」

- 担当医師による医学的診断に基づいた指示事項
- 具体的配慮事項・緊急時の対応

学校内での取組の検討や具体的な準備

(管理指導表の提出を受けた後の対応)

＜アレルギー疾患に関する校内検討委員会＞

- 役割**
- 管理指導表を基にしたアレルギー疾患のある子どもの健康管理や対応について検討する。
 - 「個別の取組プラン(案)」を作成する。
 - 園・学校内外の支援体制や救急体制を整備する。
 - 校内研修を計画し、実施する。

＜個別の取組プランとは＞

- ① アレルギー疾患のある子どもへの取組に対する学校の考え方
- ② 取組実践までの流れ
- ③ 緊急時の対応体制
- ④ 個人情報の管理及び教職員の役割分担
- ⑤ 具体的な取組内容(個々の子どもで異なる内容)

- 開催時期**
- 入学前又は新年度の早い段階に開催する。
 - 園・学校で新たにアレルギーを発症するなど、緊急の対応を検討する必要がある場合に開催する。
 - 校外行事、宿泊行事の前などに開催する。
 - 担当医師の指示や配慮事項に変更がない場合にも定期的に開催し、対応が適切かどうか確認する。

- 構成**
- 園長・校長、副校長、教頭、学校医、保健主事、学年主任、学級担任、養護教諭、栄養教諭・栄養士、部活動顧問(アレルギー疾患のある子どもが所属する場合)等

保護者との面談②

(子どもの疾患の状態に対する理解と管理指導表を基にした学校での対応内容の確認・調整)

「個別の取組プラン」の決定

教職員への周知と共通理解

- 子どもの対応方法
- 管理指導表やエピペン[®]の保管
- 緊急時の対応等

- 取組を評価し、「個別の取組プラン」を改善する。
- 緊急対応を行った場合、事後の検証・改善を行う。

＜アレルギー疾患に関する校内検討委員会における教職員の役割＞

① 園長・校長・副校長・教頭

- ・園長・校長のリーダーシップの下、アレルギー疾患のある子どもに対応するための組織が有効に機能するよう、園・学校内外の体制を整備し、関係機関との連携を図る。
- ・「個別の取組プラン」の最終決定及び教職員の共通理解を図る。
- ・保護者との面談の際、園・学校のアレルギー対応に関する基本的な考え方を説明する。

② 学校医

- ・医学的な知見から園・学校を支援し、園・学校と地域の医療機関とのつなぎ役になる。
- ・健康診断等からアレルギー疾患の子どもの発見に努める。
- ・専門的な立場から健康相談や保健指導を行う。
- ・可能な限りアレルギーに関する研修会での講義や指導助言等を行う。

③ 学年主任・保健主事・保健担当者

- ・アレルギー疾患の子どもに対し、組織的に対応するための連絡調整を行うとともに、アレルギー疾患の子どもの活動と園・学校全体との活動の調整や、関係機関との連携を図る。
- ・「個別の取組プラン」の作成に当たって、取りまとめや意見の調整を行う。

④ 学級担任等

- ・保護者との面談等により、アレルギー疾患のある子どもの情報を的確に把握する。
- ・養護教諭や栄養教諭・栄養士等と連携し、「個別の取組プラン（案）」を作成する。
- ・アレルギー疾患のある子どもが安全、安心な園・学校生活を送ることができるよう配慮する。
- ・日常の健康観察から異常の早期発見・早期対応に努める。
- ・養護教諭や栄養教諭・栄養士と連携し、本人や周りの子どもへの保健指導や健康相談を行う。

⑤ 養護教諭

- ・学級担任や栄養教諭・栄養士等と連携し、「個別の取組プラン（案）」を作成する。
- ・保護者との面談等により、アレルギー疾患のある子どもの情報を的確に把握する。
- ・学級担任や栄養教諭・栄養士等と連携し、本人や周りの子どもへの保健指導や健康相談、保健管理を行う。
- ・担当医師、学校医等、医療機関との連携において、中核的な役割を果たす。
- ・学級担任等と連携し、異常の早期発見、早期対応に努める。
- ・アレルギー疾患に関する医学的な情報を教職員等に提供する。

⑥ 栄養教諭・栄養士

- ・学級担任や栄養教諭・栄養士等と連携し「個別の取組プラン（案）」を作成する。
- ・保護者との面談等により、アレルギー疾患のある子どもの情報を的確に把握する。
- ・学級担任や養護教諭等と連携し、本人や周りの子どもへの指導や相談を行う。
- ・給食対応（詳細な献立表の作成、混入事故のない調理の管理、調理員との連携等）を行う。

⑦ 給食・食育の担当者

- ・食物アレルギーのある子どもの実態を把握し、教職員の共通理解を図る。
- ・学級担任や養護教諭、栄養教諭・栄養士等と連携し、本人への食に関する指導や周りの子どもへの指導を行う。
- ・給食調理校との連絡調整を行う。

■札幌市のアレルギー疾患に関する取組

「札幌市立幼稚園・学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/hoken/kannrishidou/kannrishidou.html>

■学校給食における食物アレルギーの対応について

「学校給食における食物アレルギー対応の対応の手引き」（令和7年4月改訂）

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/kyushoku/allergie/allergie.html>

